



島根県報

平成23年3月31日（木）

号外第71号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

補助金等交付規則の一部を改正する規則

（財 政 課） 2

公布された条例等のあらまし**◇補助金等交付規則の一部を改正する規則（規則第36号）**

1 規則の概要

規則の適用対象とする負担金、交付金等の範囲を改正することとした。（別表関係）

2 施行期日

平成23年 4 月 1 日から施行することとした。

規**則**

補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第36号

補助金等交付規則の一部を改正する規則

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表中第60号を第65号とし、第57号から第59号までを 5 号ずつ繰り下げ、第56号を第60号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

61 離島・中山間地域の高校魅力化・活性化事業交付金

別表中第55号を第58号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

59 地域職業訓練センター移管支援事業交付金

別表中第54号を第57号とし、第50号から第53号までを 3 号ずつ繰り下げ、第49号を第51号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

52 島根県農山漁村地域造林事業交付金

別表中第48号を第50号とし、第45号から第47号までを 2 号ずつ繰り下げ、同表第44号中「県民再生の森事業費交付金」を「再生の森事業費交付金」に改め、同号を同表第46号とし、同表中第43号を第45号とし、第42号を第44号とし、第41号を第43号とし、同表第40号中「農地・水・環境保全向上対策交付金」を「農地・水保全管理支払交付金」に改め、同号を同表第41号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

42 環境保全型農業直接支援対策交付金

別表中第39号を第40号とし、第38号を削り、第37号を第39号とし、第36号を第38号とし、第35号を第37号とし、第34号を削り、第33号を第36号とし、第32号を第35号とし、第31号を第34号とし、第30号を第32号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

33 子どもたちへの善意の寄附交付金

別表中第29号を第31号とし、第25号から第28号までを 2 号ずつ繰り下げ、同表第24号中「電源立地地域対策交付金」を「島根県電源立地地域対策交付金」に改め、同号を同表第26号とし、同表中第23号を第25号とし、第 3 号から第22号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

3 島根県単高等学校就学支援金

4 島根県高等学校等就学支援金事務費交付金

附 則

1 この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第24号、第40号及び第44号に掲げる交付金については、施行日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則（以下「改

正後の規則」という。) 第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

- 3 改正後の規則別表第 3 号、第26号、第33号、第41号、第42号、第46号及び第52号に掲げる交付金については、施行日前において交付決定を受けたものも改正後の規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。